

## **〔事案 28-30〕 入院給付金等支払請求**

・平成 28 年 8 月 29 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

「左手背部光線角化症」による入院・手術について、がん保険にもとづく入院給付金・診断給付金を請求したところ、約款非該当として支払いを拒絶されたため、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 6 年 3 月に契約したがん保険について、以下の理由により、入院給付金および診断給付金を支払ってほしい。

- (1) 「左手背部光線角化症」による入院・手術は、悪性新生物の治療を目的として行われたものである。
- (2) 仮に、光線角化症ががんに該当しない場合、保険会社は契約時に光線角化症が「がん」に該当しないことを説明すべき義務があったにもかかわらずこれを怠った。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険の保障対象は、約款で明確かつ厳格に定まっており、本件の疾病である「光線角化症」は、約款に定める「がん」には該当せず、また、ICD-10の基準によっても「がん」に該当するものではないため、給付金の支払事由に該当しない。
- (2) 募集人が、申立人に対して「光線角化症」が保障の対象となる「がん」には含まれないということについて説明をしていなくとも、保険会社に説明義務違反の問題が生じることはない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、独自に、医療記録にもとづいて第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考にした。本件では、申立人が事情聴取を希望せず書面による審理を希望したため、申立人に対する事情聴取は行っていない。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、入院給付金・診断給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程 37 条にもとづき手続を終了した。